

令和7年11月21日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

議会の議決を経ずに行った財産（土地）の処分について

本市が所有する土地の処分（売却）にあたっては、処分する面積等の要件により議会の議決を要するのですが、一般競争入札により落札されました、下記の土地について、議会の議決を経ずに処分してしまったため、令和7年12月議会へ追認の議案を提出いたします。

記

1 処分した土地の内容等

土地の所在：豊川市萩町神田48番2ほか17筆

土地の面積：5,836.44m²

入札日：令和7年9月17日

契約日：令和7年9月30日

契約金額：92,200,000円

契約の相手方：豊川市諏訪西町二丁目248番地

株式会社イトコー

代表取締役 伊藤博昭

2 原因

「豊川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に定める、予定価格3,000万円以上の不動産の売払いにおいて、土地については1件5,000平方メートル以上のものは議会の議決に付さなければならないという根拠法令等への理解が欠けており、事務手続きを失念したことによるものです。

3 再発防止策

法令遵守、適正な事務処理を徹底してまいります。

事務処理にあたっては、業務マニュアル等の改修、整備を行うなど入札・契約事務手続きを進める際のチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

【お問合せ先】

豊川市役所 財務部財産管理課 小野・森岡・竹本

TEL:0533-89-2108 Eメール:zaisan@city.toyokawa.lg.jp